

平成30・31年度建設工事入札参加資格の格付けに関する基準を下記のとおり定め、平成30・31年度に契約を締結する建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用します。

## 記

## 1. 土木一式工事

等級	総合評点	1級技術職員数	1級・2級技術職員数の合計数
A	940以上	5人以上	10人以上
B	750以上	1人以上	3人以上
C	660以上		2人以上
D	659以下		

## 2. 建築一式工事

等級	総合評点	1級技術職員数	1級・2級技術職員数の合計数
A	760以上	2人以上	5人以上
B	660以上	1人以上	2人以上
C	610以上		1人以上
D	609以下		

## 3. 電気工事

等級	総合評点	1級技術職員数	1級・2級技術職員数の合計数
A	730以上	1人以上	2人以上
B	620以上		1人以上
C	619以下		

## 4. 管工事

等級	総合評点	1級技術職員数	1級・2級技術職員数の合計数
A	710以上	1人以上	2人以上
B	630以上		1人以上
C	629以下		

## 5. 舗装工事

等級	総合評点	1級技術職員数	1級・2級技術職員数の合計数
A	970以上	3人以上	8人以上
B	800以上	1人以上	2人以上
C	799以下		

## 6. 水道施設工事

等級	総合評点	1級技術職員数	1級・2級技術職員数の合計数
A	710以上	1人以上	2人以上
B	630以上		1人以上
C	629以下		

## ※留意事項

- 1) 技術職員数は、経営規模等評価結果通知書に記載された技術職員数とします。
- 2) 格付けにあつては、「総合評点」「1級技術職員数」「1級・2級技術職員数の合計数」各欄のすべてを満たす場合に、当該等級に格付けするものとします。
- 3) 個人事業者は、最下級の格付けとします。
- 4) 格付けは、経営規模等評価結果通知書の提出があつた都度更新します。